

帯広市市民税減免事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、帯広市税条例(昭和25年条例第27号。以下「市税条例」という。)第34条の規定に基づく市民税の減免について、市税条例その他別に定めがあるものを除くほか、事務処理について必要な事項を定め、もって、減免事務を適正に取り扱うことを目的とする。

(減免の趣旨と原則)

第2条 減免は、納税者が災害等により担税力が低下し、徴収猶予、納期限の延長等によっても到底納税が困難であると認められる者及び租税負担の公平の見地からみて減免を相当とする程度の強い公益性があると認められるものについて、申請により減免を行うものである。

2 減免の適否の判定にあたっては、一律に扱うことなく、申請の内容及び実態を十分調査し、個々の具体的実情に即して客観的かつ総合的に判断し、他の納税者との均衡を失しないよう慎重に扱うものとする。

(減免対象税額)

第2条の2 減免対象税額は、減免申請書が提出された日以後に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める納期限が到来する税額で、減免申請書が提出された時において未納の額(年金からの仮特別徴収税額がある場合には、当該仮特別徴収税額のうち税額決定通知書(納税通知書)が送達されるべき日の属する月以前に特別徴収義務者によって納入されたものを含む。)とする。

- (1) 普通徴収 市税条例第31条に規定する各納期の末日
- (2) 特別徴収 市税条例第33条の5の規定の適用の有無にかかわらず、市税条例第33条の4に規定する納入の期限
- (3) 年金特別徴収 市税条例第33条10の4第1項に規定する納入の期限

(市税条例第34条第1項第1号 災害を受けた者に対する減免)

第3条 市税条例第34条第1項第1号に規定する者(以下「第1号該当者」という。)が、次の事由に該当することとなった場合には、次の区分により減免する。ただし、法人の市民税には適用しない。(以下この条において同じ。)

事	由	減免の割合
(1)	死亡した場合	全部
(2)	地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第9号に規定する障害者となった場合	10分の9

- 2 第1号該当者（納税義務者の控除対象配偶者又は扶養親族を含む。）のうち、所有に係る住宅又は家財につき災害により受けた損害の金額（保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除く。）がその住宅又は家財の価格の10分の3以上であるもので、前年中の合計所得金額が1,000万円以下である者については、次の区分により減免する。

損害程度	減 免 の 割 合	
	10分の3以上 10分の5未満のとき	10分の5以上のとき
合計所得金額 500万円以下であるとき	2分の1	全 部
750万円以下であるとき	4分の1	2分の1
1,000万円以下であるとき	8分の1	4分の1

- 3 第1号該当者のうち、市の区域内に広範囲に発生した冷害、凍霜害、干害等により農作物に被害を受けた者であって、当該農作物の減収による損失額の合計額（農業災害補償法によって支払われるべき農作物共済金額を控除した金額）が平年における当該農作物による収入額の10分の3以上であるもので、前年中の合計所得金額が1,000万円以下であるもの（当該合計所得金額のうち農業所得以外の所得が400万円を超えるものを除く。）については、農業所得にかかわる市民税所得割額を、次の区分により減免する。

合 計 所 得 金 額	減 免 の 割 合
300万円以下であるとき	全 部
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1,000万円以下であるとき	10分の2

（市税条例第34条第1項第2号 生活保護を受ける者に対する減免）

- 第4条 市税条例第34条第1項第2号に規定する者については、次の区分により減免する。

事 由	減免の割合
(1) 生活保護法の規定による扶助を受けている者	全 部
(2) 納税義務者の死亡により生活保護法の規定による生活扶助を受けている相続人	全 部

（市税条例第34条第1項第3号 学生、生徒に対する減免）

- 第5条 市税条例第34条第1項第3号に規定する者は、所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第32号に規定する勤労学生である者とし、全額を免除する。

(市税条例第 34 条第 1 項第 4 号 公益社団法人及び公益財団法人に対する減免)

第 6 条 市税条例第 34 条第 1 項第 4 号に規定する者であって、帯広市関与団体指針に掲げる団体又は補助金等（負担金、交付金及び委託料を含む）が総事業費の 2 分の 1 を超えるもの並びに慈善・学術に寄与するものうち特に市長が認めたものに対しては、全部を減免する。ただし、収益事業を行わないものに限るものとする。

(市税条例第 34 条第 1 項第 5 号 前各号に準ずべき者に対する減免)

第 7 条 市税条例第 34 条第 1 項第 5 号に規定する者に係る減免は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 廃業若しくは休業（法人を除く。）、失業（自己都合による退職及び定年退職を除く。）又は疾病等により収入が減少し生活が著しく困難と認められる者のうち、本人の当該年の所得が前年に比して減少する割合が 10 分の 3 以上あるもので、本人の前年の合計所得金額が 300 万円以下であり、かつ、生計を一にする家族の収入も含めての当該年の合計所得が次に掲げる金額（市民税所得割非課税限度額）以下である者（以下「生活困窮者」という。）に対しては、次に掲げる区分により減免する。この場合において、当該年の所得の算定は、すべての収入見込を含める。

ア 金額（市民税所得割非課税限度額）

本人・控除対象配偶者及び扶養親族の合計数	金額
単身	350,000 円
2 人	1,020,000 円
3 人	1,370,000 円
4 人	1,720,000 円

備考 本人・控除対象配偶者及び扶養親族の合計数が 4 人を超える場合の金額は 35 万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者及び扶養親族を有する場合には、32 万円を加算した金額とする）。

イ 区分（減免の割合）

所得の減少する割合	減免の割合
10 分の 7 以上のとき	全部
10 分の 5 以上 10 分の 7 未満のとき	10 分の 7
10 分の 3 以上 10 分の 5 未満のとき	10 分の 4

- (2) 地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の認可を受けた認可地縁団体に対しては、全部を減免する。ただし、収益事業を行わないものに限るものとする。
- (3) 特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項に規定する法人に対しては全部を減免する。ただし、収益事業を行わないものに限るものとする。

- (4) 建物の区分所有等に関する法律第 47 条第 2 項に規定する管理組合法人及び同法第 66 条に規定する団地管理組合法人に対しては全部を減免する。ただし、収益事業を行わないものに限るものとする。
- (5) マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）第 5 条第 1 項に規定するマンション建替組合に対しては全部を減免する。ただし、収益事業を行わないものに限るものとする。
- (6) 一般社団法人（法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 2 条第 9 号の 2 に規定する非営利型法人（以下「非営利型法人」という。）に該当するものに限る。）又は一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）であって、帯広市関与団体指針に掲げる団体又は市からの補助金等（負担金、交付金及び委託料を含む）が総事業費の 2 分の 1 を超えるもの並びに慈善・学術に寄与するものうち特に市長が認めたものに対しては、全部を減免する。ただし、収益事業を行わないものに限るものとする。
- (7) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。）第 40 条第 1 項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人にあつて整備法第 106 条第 1 項（整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する場合を含む。）の登記していないもの（整備法第 131 条第 1 項の規定により整備法第 45 条の認可を取り消されたものを除く。）であつて、帯広市関与団体指針に掲げる団体又は市からの補助金等（負担金、交付金及び委託料を含む）が総事業費の 2 分の 1 を超えるもの並びに慈善・学術に寄与するものうち特に市長が認めたものに対しては、全部を減免する。ただし、収益事業を行わないものに限るものとする。

（減免申請の手続）

第 8 条 減免の申請は、納期限までに別に定める申請書に減免を受けようとする事由を証明すべき書類を添付して提出させるものとする。

- 2 前条に規定するもののうち、生活困窮者については別に定める様式により、申請者及び生計を一にする家族の当該年の収入見込額、固定資産及び自家用車の所有状況、預貯金及び生命保険等掛金の実績などについて申告させるものとする。

（申告の義務）

第 9 条 第 4 条から第 7 条までの規定により減免を受けた者について、その事由が消滅した場合においては直ちにその旨を申告させるものとする。

- 2 前項の申告があつたときは、減免を適用した納期のうち、その事由が消滅した日に納期未到来分の減免を取り消す。ただし、第 7 条第 1 号の規定によるものについては、前項の申告による収入見込額により減免を再判定して納期未到来部分に適用する。

(減免の取消)

第 10 条 虚偽の申請その他不正な方法により減免を受けたと認められる場合には、その者の減免を取消すものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の規定は、平成 20 年度以後の年度分の市民税について適用し、平成 19 年度分までの市民税については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。